

(趣旨)

第1条 この要領は、塩竈市狭あい道路整備要綱(平成7年告示第68号。以下「整備要綱」という。)の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、整備要綱で定める用語の例による。

(同等の道路)

第2条の2 整備要綱第2条の規定により市長が狭あい道路と同等と認めるものは、公道のうち整備要綱第2条第1号以外のものとする。

(令8庁訓24・追加)

(寄附の要件)

第3条 整備要綱第5条の規定により市長が定める後退用地の寄附の要件は、後退用地に所有権以外の権利関係がないもの又は当該権利の抹消の承諾を得られるものとする。

(令8庁訓24・一部改正)

(その他)

第4条 整備要綱第14条第3号の規定による市長が特に必要がないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法第42条第1項第5号による位置の指定を受けた道路又は受けようとする道路であるとき。
- (2) 塩竈市私道等整備補助金交付規程(平成2年庁訓第12号)により補助金の交付を受けて整備しようとする道路であるとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が整備要綱を適用することが不適當と認めたとき。

(令8庁訓24・一部改正)

附 則

この庁訓は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(令和8年3月庁訓第24号)

この庁訓は、令和8年4月1日から施行する。